

入退会規程

(目 的)

第1条 公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会（以下、「本会」という。）定款第6条、第7条、第8条及び定款施行規則第4条、第5条の規定に基づき、入退会に関する手続きについて必要な事項を定め、公正で円滑な協会運営を図るため、次のとおり定める。

(手 続 き)

第2条 本会に正会員又は準会員として入会しようとする者は、必要書類を提出し入会審査を経て理事会の承認を受けなければならない。

2. 入会承認を受けた者は、入会手続きと同時に、会費及び入会金に関する規程に定める会費及び入会金等の必要経費を納入しなければならない。

(入会金及び会費減免の特例)

第3条 入会金及び会費の特例の適用は、会費及び入会金に関する規程第4条、第8条による。

(入 会 申 込)

第4条 入会申込者は本会が次に掲げる書類を事務所所在地を管轄する支部長を通じて会長に提出しなければならない。

- (1) 入会申込書
- (2) 入会申込者の経歴書、不動産業に専従する者の名簿
- (3) 誓約書
- (4) 専任宅地建物取引士経歴書
- (5) 「不動産キャリアパーソン資格講座」受講申込書
- (6) 「東日本レインズ IP 型」及び「ハトマークサイト秋田」利用申込書
- (7) レインズ利用申込書
- (8) 商業登記簿謄本（法人の場合）
- (9) 新規業免許証についての文書の写し
- (10) その他必要な添付書類（支部長が必要と認めたもの）

2. 本会は、前項の入会申込に必要な書類が適正に具備していると認めたときは、これを受理しなければならない。

(入 会 審 査)

第5条 入会審査は、本会の入会審査機関で行う。

(入会審査の原則)

第6条 入会審査の手続きは、公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会の標準入会審査手続要項に準拠し、本会に入会しようとする者が、会員としての品位及び会員相互の融和を保持し、業務の適正な運営と公正な取引の確保に努め、又業界の信用向上と社会に貢献できる業者としての条件の審査を行う。

(本部における審査機関の構成)

第7条 入会審査機関は、本会の理事の中から16名以内をもって構成する。

2. 入会審査は、入会審査機関の委員の中から入会者所属支部担当の委員を含め4名以内行うものとし、この場合、担当者の中から委員長1名を選任する。

(本部の審査手続き)

第8条 入会審査手続きは、次のとおりとする。

- ① 入会申込者より入会申込に必要な書類を受付した場合には、必要書類が添付されているか、点検のうえこれを受理し、入会者所属支部の担当委員に直ちに報告しなければならない。
- ② 報告を受けた入会者所属支部の審査担当委員は、委員長と協議のうえ入会審査の日時、場所、出席すべき人、入会時の必要経費、その他必要な事項を事務局を通じ申込者に対し通知する。
- ③ 入会審査に必要な書類(写)は前もって審査担当委員が予備審査を実施する。
- ④ 入会審査は必要に応じ開催しなければならない。

(審査要項及び審査事項)

第9条 入会審査会は第6条の入会審査の原則及び第10条の入会審査基準に基づき慎重かつ公正に行わなければならない。

2. 入会審査会には、委員のほか入会申込者(法人にあっては代表者)、専任の宅地建物取引士を設置している場合はその専任宅地建物取引士を出席させなければならない。

3. 入会審査事項

- ① 入会申込者には、前もって提出されている書類により必要な質疑を行うとともに、誓約事項の意義について確認する。
- ② 専任の宅地建物取引士については、勤務時間、給与等専任の適否について実態を調査する。

(入会審査基準)

第10条 つぎの各号の一つに該当するものは入会させてはならない。

- (1) 取引の関係者に損害を与えた者で5年を経過していない者
- (2) 取引の公正を害する行為をした者
- (3) 業務に関し、他の法令に違反し、宅地建物取引業者として不適当な者
- (4) 宅地建物取引士が業法第68条(宅地建物取引士としてすべき事務の禁止等)の規定により処分を受けた場合において、宅地建物取引業者の責めに帰すべき理由がある者
- (5) 業法第31条の3第1項の事務所ごとに設置すべき宅地建物取引士の常勤性が明確でない者(名義借りの恐れのある者)
- (6) 免許取得前に無免許行為等の違反があった者
- (7) 過去において故意又は相当な理由により、本会を退会又は除名された者で5年を経過していない者
- (8) 入会申込関係書類に虚偽の事項を記載した者
- (9) 入会申込者又は法人の役員、従業者が反社会的と認められる団体(暴力団や過激な政治活動集団等)の構成員である場合
- (10) 法人の役員及び従業者(宅地建物取引士を含む)が過去業務に関し、違反又は不正を行い、業務に従事することが好ましくない者が含まれている場合

(本部における入会承認、入会拒否の決定と処理)

第 11 条 入会審査担当委員長は入会審査終了後、速やかに事務局を通じて会長に報告するとともに、入会申込書の（写）を返却しなければならない。

2. 入会を承認された者については、理事会に報告し承認を得るものとする。

3. 入会審査結果については、申込人に対し口頭で回答し、入会否認した場合は第 4 条第 1 項の書類を返却するものとする。

(入会承認者の研修受講義務)

第 12 条 入会承認と判定された者（宅地建物取引士を含む）は、本会が主催する新規宅地建物取引業免許業者研修会を受講しなければならない。

(秘密の保持)

第 13 条 入会審査に関与した委員及び関係者は、審査のために知り得た秘密を他に漏らしてはならない。又委員をやめた後であっても同様とする。

(審査書類の保管等)

第 14 条 入会を承認された会員の提出書類は、本部にて保管し、審査担当委員長の許可なくして他人に閲覧させてはならない。

(退会手続)

第 15 条 会員は、理事会で別に定める退会届出書を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(規定の改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、理事会の議決を得なければならない。

附 則

1. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

2. 令和 5 年 12 月 19 日一部改正、令和 6 年 4 月 1 日施行

(第 4 条 地区協議会会長を支部長に名称変更)